

第 1 回武蔵村山市行財政運営懇談会

会 議 次 第

日 時：令和 2 年 1 1 月 1 3 日（金）

午前 1 0 時から

場 所：中部地区会館 4 0 1 大集会室

日 程	内 容
開 会	
委員の委嘱等	○ 委員の委嘱 ○ 委員の紹介 ○ 事務局職員の紹介
報 告 事 項	1 行財政運営懇談会の所掌事項等について 2 本市における行政改革の取組状況について
議 題	1 会長及び副会長の互選について 2 会議の公開に関する運営要領の制定について 3 武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について 4 その他
閉 会	

報告事項 1 行財政運営懇談会の所掌事項等について

1 行財政運営懇談会設置要綱

資料 1 「武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱」のとおり。

2 行財政運営懇談会の所掌事項

(1) 懇談会の設置目的（設置要綱第 1 条）

武蔵村山市の行財政に係る課題を総合的見地から調査検討し、もって市民に開かれた簡素で効率的な市政運営の実現に資するため、武蔵村山市行財政運営懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(2) 懇談会の所掌事項（設置要綱第 2 条）

懇談会は、次に掲げる事項を調査検討し、市長に報告する。

ア 今後の行財政運営のあり方に関すること。

イ 行政改革の方策に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(3) 懇談会の組織（設置要綱第 3 条）

懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 7 人をもって組織する。

ア 識見を有する者 2 人

イ 公共的団体の代表者等 3 人

ウ 公募による武蔵村山市民 2 人

(4) 委員の任期（設置要綱第 6 条）

委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事項の終了をもって満了する。

※ 市長への報告時期（任期満了）は、令和 2 年 1 2 月上旬を予定している。

報告事項 2 本市における行政改革の取組状況について

1 令和元年度末における行政改革大綱の推進状況

	実施状況（令和元年度末現在）					合計
	実施済	継続中	準備中	検討中	その他	
【改革の柱①】 （構成比）	39 (72.2%)	7 (13.0%)	0 (0%)	4 (7.4%)	4 (7.4%)	54 (100.0%)
【改革の柱②】 （構成比）	38 (67.9%)	9 (16.1%)	1 (1.8%)	3 (5.3%)	5 (8.9%)	56 (100.0%)
合計 （構成比）	77 (70.0%)	16 (14.5%)	1 (0.9%)	7 (6.4%)	9 (8.2%)	110 (100.0%)

※「その他」：検討の結果、実施の見送り等を行ったもの

実施割合 … 実施済 77 項目 + 継続中 16 項目 = 合計 93 項目（84.5%）

2 個別の推進状況

資料 4 「令和元年度末 第六次行政改革大綱推進状況」のとおり。

議題 1 会長及び副会長の互選について

武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱第4条第1項の規定に基づき、会長及び副会長を委員の互選により選任する。

1 会長の互選

会 長 _____

2 副会長の互選

副会長 _____

(参考)

○武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱 - 抄 -

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

議題 2 会議の公開に関する運営要領の制定について

武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 8 条の規定に基づき、武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領を定める。

○武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成 19 年 6 月 11 日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第 3 条 会長は、会議公開指針第 4 条第 3 項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第 4 条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第 5 条 会長は、会議の開会前に、会議公開指針第 5 条第 2 項の規定による許可を行うものとする。

2 会長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（参考）会議録等の公表

行財政運営懇談会の会議録（要旨）及び会議資料については、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 12 条第 1 項の規定に基づき、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて公表する。

議題3 武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について

武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱第2条の規定に基づき、「武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）」について、調査検討を行う。

- 武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）
資料5「武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）」のとおり。

議題4 その他

○【参考】次回以降の会議の開催日程

	日 時	場 所	評 価 対 象 事 案
第2回	令和2年11月17日(火) 午後2時から	402 学習室 (市役所4階)	・武蔵村山市第七次行政改革大綱(素案) について
第3回	令和2年11月19日(木) 午前10時から	401 大集会室 (市役所4階)	・武蔵村山市第七次行政改革大綱(素案) について
第4回	令和2年11月24日(火) 午後2時から	406 会議室 (市役所4階)	・報告書(案)について